



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 8 月 8 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／台湾】

台湾における最低賃金基準の引上げについて

台湾行政院劳工委員会(厚生労働省に相当)は 2011 年 7 月 21 日、最低月額賃金を、従来の 17,880 新台幣ドルから 18,780 新台幣ドルへ引上げすることを決議しました。この最低賃金基準は、行政院(国会に相当)の承認を経て、2012 年 1 月から適用開始となります。

最低賃金の最近の推移は下表の通りです。

単位:新台幣ドル、1新台幣ドル=2.70 円

適用開始時期	最低賃金基準(月額)		同左(時給)	
		前回比増減率		前回比増減率
2012 年 1 月～ (今回の改訂:予定)	18,780 (50,706 円)	+5.03%	103 (278 円)	+5.10%
2011 年 1 月～	17,880 (48,276 円)	+3.47%	98 (265 円)	+3.16%
2007 年 7 月～	17,280 (46,656 円)	+9.09%	95 (257 円)	+43.94%
1997 年 10 月～	15,840 (42,768 円)	+3.13%	66 (178 円)	+3.13%
1996 年 9 月～	15,360 (41,472 円)	+3.23%	64 (173 円)	+3.23%
1995 年 8 月～	14,880 (40,176 円)	+6.21%	62 (167 円)	+5.98%

【出所:台湾行政院劳工委員会HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
*禁無断転載